

### 火力発電所設置等事業に係る環境影響評価項目の検討

- 【選定の方針】
- ①国主務省令(灰色着色部)の参考項目については全て選定する。
  - ②条例における『工場事業場用地造成事業』との整合をとり、影響が懸念されるものは選定する。
  - ③H24年度に風力発電事業を追加した際に選定した項目についても整合をとり、影響が懸念されるものは選定する。

環境要素	大気環境							水環境							土壌に係る環境その他の環境			その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場の場	廃棄物等	温室効果ガス等	放射線の量											
	大気質				騒音	振動	悪臭	水質				底質	地下水の水質及び水位	その他	地形及び地質	地盤	土壌汚染	日照障害	風車の影	電波障害									きびきび生息地	重要な種及び注目すべ	重要な種及び群落		地域を特徴づける生態系	源に主要な眺望点及び景観並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建築工事に伴う副産物	産業廃棄物	二酸化炭素	放射線の量
	窒素酸化物	硫酸酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音・低周波音	振動	悪臭	土砂等による水の濁り	水の汚れ	水温	富栄養化	溶存酸素	水素イオン濃度	有害物質	水底の泥土	有害物質	地下水の水位	塩素イオン濃度	有害物質											流向及び流速	重要な地形及び地質							
火力発電所	工事の実施	建設機械の稼働	● ☆	●	● ☆	● ☆	● ☆	●							● ☆																				● ☆	※			
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	● ☆	●	● ☆	● ☆	● ☆	●								● ☆																				● ☆	※		
		造成等の施工による一時的な影響							● ☆							●																							
	土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所の存在			● ☆																	● ☆	● ☆	● ☆	● ☆														
		施設の稼働	排ガス	● ☆	● ☆	● ☆																															● ☆		
			排水								● ☆		● ☆																										
			温排水									● ☆																											
		機械等の稼働			● ☆	● ☆	● ☆	● ☆								● ☆																							
		資材等の搬出入	● ☆		●	● ☆	● ☆	● ☆																															
		廃棄物の発生																																		● ☆			

- 国 主務省令の参考項目
- 宮城県条例 『火力発電所設置等事業』案
- 宮城県条例 『工場・事業場用地造成事業』を参照
- ☆ 他県条例(秋田県等)

浚渫工事を行う場合、有害物質の拡散の影響が想定されることから、今回新たに追加する。

屋外に貯炭場を設置する場合、石炭粉じん飛散の影響が想定されることから、今回新たに追加する。

火力発電所は蒸気を冷ますために大量の水を使用し、地下水をそれに充てる可能性もあることから、機械等の稼働時の地下水水位、地盤沈下についても併せて選定する。

H24風力発電事業追加時の項目との整合をとり今回新たに追加する。

※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出・又は集積するおそれがある場合に適用する。